

新たに事業を開始した場合、どのような登録方法がありますか？

新たに事業を開始した※課税期間（原則として、個人事業者：年、法人：事業年度）においては、以下の登録方法があります。

- ① その事業を開始した課税期間中に登録申請書を提出することで、**その課税期間の初日**（原則として、個人事業者：1月1日／法人：設立日）**に遡ってインボイス発行事業者の登録を受ける方法**
- ② **登録希望日**（登録申請書の提出日から15日後の日で登録を希望する日）**から登録を受ける方法**（ただし、③に該当する方を除きます。）
- ③ 新設法人（事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人をいいます。）に該当するなど、新たに事業を開始した時点で課税事業者となる場合、**登録を受けた日からインボイス発行事業者になる方法**

※ 「新たに事業を開始した」とは、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始したことを意味します。また、この「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した」とは、「課税資産の譲渡等を開始した」ことのみを意味するのではなく、当該取引を行うために必要な事務所等の賃貸借契約の締結、資材等の課税仕入れ等の準備行為を行ったことも含まれることとなります。